新型コロナウイルスの影響を受ける交通事業者支援策について

令和2年6月24日議会運営委員会資料 都市整備部都市計画課



新型コロナウイルスにより多大な影響を受けた交通事業者に対し、

三密を避けた運行や収束後の需要回復に対応するため、運行体制の維

持・確保に必要な支援金を創設しようとするもの。

1 支援対象とする事業者

令和2年7月1日時点で道路運送法第4条の許可を受けた以下の 事業を営み、市内に本店及び営業所を持つ法人。

- ① 一般乗合旅客自動車運送事業(路線バス)
- ② 一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス)
- ③ 一般乗用旅客自動車運送事業 (タクシー)
- ※岩手県バス協会又は北上地区タクシー業協同組合に加盟していること。

バス事業者 6社 / タクシー事業者 11社

2 支援方法

公共交通の維持を支援するため、対象事業者の<u>申請</u>により 「北上市公共交通事業者緊急支援金」を交付する。

(支援金額)

①基本額 50万円

②系統加算 5万円×市内を走る一般乗合路線系統数

③台数加算 5万円×乗車定員11名以上の車両数

3万円×乗車定員10名以下の車両数

交付額: ①+②+③の合計額(上限額300万円)

3 支援金額(試算)

事業者	試算額	
バス事業者 (岩手県バス協会加盟 市内6社)	9,000千円	
タクシー事業者 (北上地区タクシー業協同組合加盟 市内11社)	11,000千円	

聞き取り等により、市内に配置している台数から試算。

4 申請期間・方法(案)

【申請期間】

令和2年7月1日~8月31日 申請受付・交付 を想定

【申請方法】

以下の書類を準備し、都市計画課公共交通政策室へ申請

- · 交通事業者緊急支援金交付申請書
- ・事業の許可を受けたことを証する書類の写し
- ・市内の営業所に配置している実在の事業用車両数を確認 できる書類の写し